

丹篠監公表第 2 号
令和 2 年 6 月 2 3 日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清

丹波篠山市監査委員 河 南 克 典

令和 2 年度 随時監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 5 項の規定により、随時監査を実施したので同条第 9 項の規定に基づき結果を公表する。

令和2年度

隨時監査報告書

令和2年6月

丹波篠山市監査委員

令和2年度 随時監査結果について

1. 監査の種別

随時監査（地方自治法第199条第5項による監査）

- ・財務監査及び行政監査（地方自治法第199条第1項及び第2項）
- ・丹波篠山市監査基準第4条第1項第1号及び第2号に基づく監査

2. 監査の対象

半額グルメお持ち帰り弁当最大半額キャンペーン補助金（以下「補助金」という。）事業

3. 監査対象部局

観光交流部商工観光課

4. 監査の期間

令和2年5月27日から令和2年6月23日

5. 監査対象の選定理由及び着眼点

- (1) 補助金の公平性について
- (2) 登録店105店舗の市民への公表について
- (3) 補助金の交付対象経費3,000円から2,000円の変更について
- (4) 半額グルメお持ち帰り弁当最大半額キャンペーン補助金交付要綱（以下「要綱」という。）について

6. 監査の方法

監査の実施にあたっては、補助金が要綱等に基づき、適正かつ公平に交付されているかを主眼に、補助金の交付状況等について、関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員より説明を聴取し、監査を実施した。

7. 監査の結果

(1) 事業内容の確認

ア 当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策として「市民等（市内に居住し、通学し、及び通勤する者並びに市内で事業を営む者をいう。以下同じ。）が購入する持ち帰り弁当又は仕出し弁当（飲料を含む。以下「弁当等」という。）の購買意欲を高めるため、販売総額の最大半額を補填することにより、市民等の食費負担を軽減し、市内の飲食を取り扱う事業者の経営改善及び販売促進に寄与することを目的とする。」と要綱第1条に規定し、実施された。また、事業の実施期間は令和2年4月20日から5月12日までの23日間にわたり実施されている。

イ 補助金の支出総額は、56,116,529円となっており、当該予算においては、第120回丹波篠山市議会4月17日会議において、補助金5,000千円が提案され同日可決、第121回丹波篠山市議会5月1日会議において、補助金10,000千円が令和2年4月30日に専

決処分をされた旨の報告がされ、第 121 回丹波篠山市議会 5 月 8 日会議において、補助金 35,000 千円が提案され同日に可決されている。また、6,117 千円は予備費充当による予算措置がされている。財源措置については寄附金及び国の地方創生臨時交付金をもって充てられる予定である。

ウ この事業に参加を希望する場合には、登録が必要であり、丹波篠山観光協会、丹波篠山市飲食業組合、障害福祉サービス事業所、丹波篠山市商工会のいずれかに属している会員が条件となっている。また、これらの組織に属していない者は、「新型コロナウイルスに係る経済対策会議」において協議され、4 月 29 日に 1 店舗、5 月 1 日に 2 店舗、5 月 8 日に 5 店舗が登録されている。

エ 登録店舗（105 店舗）の情報については、「ぐるり！丹波篠山 丹波篠山市公式観光サイト」や本庁 1 階市民ホール及び各支所の窓口で店舗の一覧表として閲覧できるよう設置をされている。

オ 店舗の登録状況

店舗登録日	店舗数
4 月 20 日（月）時点	43
4 月 21 日（火）	21
4 月 22 日（水）	13
4 月 23 日（木）～4 月 26 日（日）	8
4 月 27 日（月）～5 月 3 日（日）	14
5 月 4 日（月）～5 月 10 日（日）	6
5 月 11 日（月）・12 日（火）	0
計	105

カ 補助金を交付された店舗数は全体で 102 店舗となっており、最も多い補助金交付額は 3,448,748 円であり、最も少ない店舗は 8,025 円となっている。

補助金交付額	店舗数
2,000 千円以上	6
1,500 千円以上 2,000 千円未満	2
1,000 千円以上 1,500 千円未満	6
500 千円以上 1,000 千円未満	19
1 円以上 500 千円未満	69
0 円	3
計	105

キ 市民等が利用された回数（補助金交付額の多い上位 6 店舗から算出）

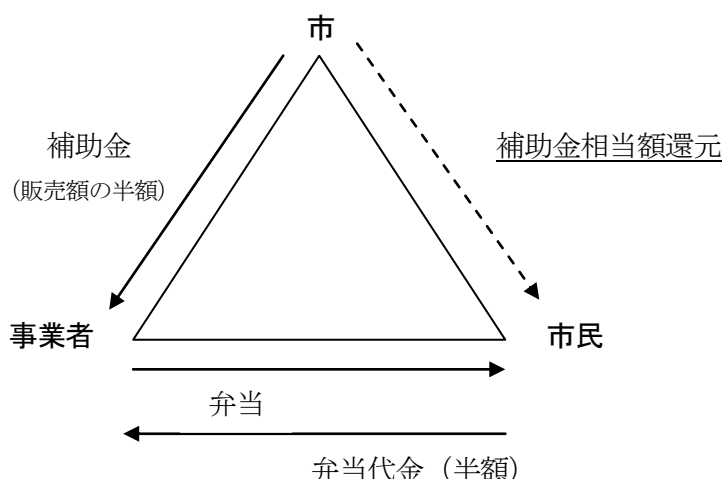
利用回数	利用者数
5 回以上	30
4 回	42
3 回	165
2 回	595
1 回	2,872
計	3,704

ク 要綱第 3 条及び第 5 条について下記の通り変更がされている。

改正前 (R2. 4. 20)	改正後 (R2. 5. 11)
<p>(補助金の交付対象経費)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、市内において市民等に対し販売価格の総額が<u>3,000</u>円以上の弁当等（販売価格の総額が<u>60,000</u>円を超えるものにあつては、<u>60,000</u>円までの部分に限る。）を半額で販売した場合において、当該弁当等の半額前の販売価格と半額後の販売価格との差額に相当する額とする。ただし、一の登録店舗において同一の市民等につき 1 日当たり <u>30,000</u>円を上限とする。</p>	<p>(補助金の交付対象経費)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、市内において市民等に対し販売価格の総額が<u>2,000</u>円以上の弁当等（販売価格の総額が<u>10,000</u>円を超えるものにあつては、<u>10,000</u>円までの部分に限る。）を半額で販売した場合において、当該弁当等の半額前の販売価格と半額後の販売価格との差額に相当する額とする。ただし、一の登録店舗において同一の市民等につき 1 日当たり <u>5,000</u>円を上限とする。</p>
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、丹波篠山市半額グルメお持ち帰り弁当最大半額キャンペーン補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に販売実績明細書（様式第 2 号）、振込先口座の通帳表紙中面の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、丹波篠山市半額グルメお持ち帰り弁当最大半額キャンペーン補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に販売実績明細書（様式第 2 号）、振込先口座の通帳表紙中面の写し及びレシート等を添えて、市長に提出しなければならない。</p>

ケ 第 121 回丹波篠山市議会 5 月 8 日会議において、「当該事業は 5 月 10 日で区切りとし、この時点で販売額が 2,000 千円を超える店舗は、以降の活用をご遠慮いただく又、5 月 11 日以降は残りの店舗において活用いただくが、途中で販売額が 2,000 千円に達した時はその時点でご遠慮いただく」と説明されているが、要綱が改正されていない。

コ 補助金の流れ



8. 監査意見

(1) 補助金の公平性と予算の増額について

事業開始時点（4月20日）における登録店舗数は43店舗であったが、最終（5月12日）は105店舗と大幅に増加し、補助金の予算額も当初は5,000千円であったが、第121回丹波篠山市議会5月1日会議において、補助金10,000千円の専決処分の報告がされ、更に丹波篠山市議会5月8日会議において、補助金35,000千円の追加提案により、当初の10倍の50,000千円となった。また、5月11日以降の販売額の上限額が2,000千円と提示されたが、5月12日で事業が終了となった。

事業の実施期間は全23日間となっているが、当初から登録をされていた店舗とその後に順次登録をされてきた店舗については、補助金交付額に大きな差が出ている状況である。

従来、補助金の交付については、限りある予算の中で上限額を定めて執行することが通例であるが、今回、事業開始時において上限額の定めをしていなかったことから、特定の店舗に多くの補助金が交付されている。また、実施期間が、当初7月末まで予定されていたが、5月12日と非常に短期間で終了している。

次に、補助金は各店舗に入っているが、上記の図（補助金の流れ）のようにテイクアウトを利用し、半額で購入した市民のみに補助金が還元されていることになる。

以上のことから、予算を10倍に増額し、特定の店舗、特定の市民に補助金が使用されたことは、計画性なき実行と公平性の観点から問題があると言わざるを得ない。

(2) 市民等への周知について

登録店舗については、丹波篠山市公式観光サイトや本庁1階市民ホール及び各支所の窓口で閲覧できるよう設置をされていたが、当該サイトへのアクセスや本庁や各支所へ行くことができない市民は、登録店舗が何処であるか不明であった。また、各登録店舗には「丹波篠山半額グルメ」のポスターやのぼりが立っているが、これを市内全域の何処に立っているかを探すのは容易なことではない。

これらのことから、特定の市民には利用が可能であったが、店舗情報を得ることができない市民にとっては利用ができない事業となっている。

今回の事業は緊急対策事業であることは理解できるが、補助金の交付が登録することが条

件となっていることから、まずは登録店舗を把握し、市民に周知をしてから事業を実施すべきであり、まして丹波篠山市議会議員選挙期間中でもあることから、市民感情等を考慮すれば、事業開始時期については慎重に決定すべきだった。

(3) 要綱について

ア 販売額の上限金額について

第 121 回丹波篠山市議会 5 月 8 日会議において、「予算をはるかに超える人気のため、予算を当初の 10 倍の 50,000 千円に増額をした。本来の趣旨は多くの飲食店の皆様が困難を乗り越えられるようにすることにありますので、当該事業は 5 月 10 日で区切りとし、この時点で販売額が 2,000 千円を超える店舗は、以降の活用をご遠慮いただく又、5 月 11 日以降は残りの店舗において活用いただくが、途中で販売額が 2,000 千円に達した時はその時点でご遠慮いただく」とされた。それならば、何故当初に上限金額の設定をしなかったのか又、上限金額の決定後においても要綱に規定することが必要であるが規定されていない。

イ 補助金の交付対象経費について

補助金の交付対象経費を 3,000 円以上と設定した理由は、「飲食事業者と市の会計処理の双方が、精算処理を行うにあたり事務が複雑になってしまうため、ある程度まとまった数で補助する必要がある。また、経済が活発になるためにも、ある程度まとまった数を促進する方が適していると判断した」と確認している。しかし、補助金を販売価格の半額にするのであれば、事務が複雑になるとは考えにくく、3,000 円以上に設定する理由が見当たらない。

については、一人暮らしの方や経済的に余裕のない方等にも利用しやすい金額設定にするべきであった。

ウ 飲料のみを取り扱う事業者について

補助金の交付対象者は飲食を取り扱う事業者と要綱第 2 条に規定している。飲料のみの販売店が他店より弁当を仕入れ、飲食を取り扱う事業者として補助金の交付対象者になっているのは、要綱に違反しているとは言えないが、市民からすれば何故飲料販売店がテイクアウトの対象になっているのか、疑問視されることから、飲料店を補助金交付対象者として、要綱に正しく規定すべきであった。

9. 結論

当該事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による市内の飲食店において売り上げが低迷するなどに伴い、市民等が購入する弁当等の購買意欲を高めるため、販売総額の最大半額を補填することにより、市民等の食費負担を軽減し、市内の飲食を取り扱う事業者の経営改善及び販売促進に寄与することを目的に緊急経済対策として実施されたものである。その中で、特に今回の補助事業に関しては迅速な対応と必要な支援により大変好評であったことも理解することであるが、前記監査意見のとおり予算の増額、補助金の公平性、市民等への周知及び徹底、要綱や様式の不備等の多くの課題や問題点が今回の随時監査で明らかになった。

今後においても新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、新たな補助事業などの対策を講じられることが想定されるところであり、今後、公平性の確保と補助効果の見極めにより、適正な補助金交付によるまちの活性化と市民が元気になれる丹波篠山市の実現に向け努力され、今後はこのような事業の執行がないよう監査委員として強く望むものである。

10. 措置状況の報告

監査の結果及び意見等に基づき措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。